

平成 30 年度

事 業 計 画 書

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

一般財団法人 日本食品検査

平成30年度 事業計画

I 事業活動の基本方針

平成30年度は、平成29年度5月の組織名称変更から1年を経過することから、新名称のもと事業基盤をさらに充実させて、引き続き「総合食品検査機関」として「正確な試験」と「信頼される検査」を遂行することにより、食品産業の健全な発展に資するとともに、食の安全および食品衛生の向上等の公共の福祉に寄与する。

II 平成30年度 重点事項

上記の基本方針を踏まえ、「平成30年度事業計画」では、次の6項目を重点事項として実施する。

- (1) 一般財団法人としての社会的役割と責務を果たすため、透明性の高い強固な組織づくりを継続的に行う。
- (2) 食品衛生法登録検査機関として、品質保証体制（J F I C-Q A、Q A i）の推進を図り、「正確な試験」と「信頼される検査」を行うことで社会に貢献する。
- (3) 日本食品検査の事業基盤を充実させ、顧客の視点に立った事業展開と、法人の安定経営と業務能力の向上を図る。
- (4) 本部、首都圏事業所および各拠点の連携を強化することにより、迅速なサービス、総合力を生かした顧客対応を推進し、食品衛生の向上および食の安全に寄与する。
- (5) 国内外の食品検査技術者に技術の研修および交流の機会を積極的に行うことで検査技術の高度化を図り、食品衛生の向上および食の安全に寄与する。
- (6) 食品関連企業の食品検査施設を対象として、試験技術、教育訓練および精度管理を組み合わせた総合的な技術サービスを提供する。

III 平成30年度 事業別実施計画

1. 検査事業

(1) 輸出検査事業

ロシア、ブラジル、オーストラリア、ナイジェリア、ウクライナ、インドネシア向け輸出水産食品の検査及び衛生証明書発行に対応する。

その他の国の水産食品輸出についても、関係省庁の要請があれば現行の制度と

同様に対応する。

また、輸出に伴う試験等の業務に積極的に対応し、食品輸出の拡大に協力する。

(2) 冷凍食品検査事業

(一社) 日本冷凍食品協会の委託を受け、冷凍食品製造工場認定基準に基づき、同会認定工場（平成30年2月現在379工場）に対して冷凍食品の品質・衛生管理に係る定期検査、工場指導、更新調査等を実施する。

(3) 衛生管理検査事業

外食産業、コンビニエンスストア、大型小売店等および流通業界における食品安全及び品質の向上に寄与するため、食品の衛生試験、店舗・工場の衛生調査、指導、第三者監査および食品の表示点検等を実施する。

(4) 検査企画事業

食品関連事業者の品質保証体制の整備を推進するため、国内外の食品工場におけるISO22000・FSSC22000、HACCP（対米・対EU・对中国向けの水産食品加工施設認定）等の品質システム導入や製造過程の改善支援等のコンサルティングを実施する。加えて食品関連事業者における人材育成を支援するために全国各地でのセミナーの開催や社内教育の支援等を行う。

新規には、中国の検査団体との業務提携を活用した、中国との輸出入に関する情報発信セミナーも実施する。

また、厚生労働省が進めるHACCP導入普及推進の取組に対して、食品事業者の大半を占める中小零細の食品企業に対するHACCP導入支援等を行う。

(5) 研修事業

食品工場の微生物検査と、放射能検査を対象とした技能評価試験を実施するとともに、評価結果に基づく実技研修の実施やDVDなどの映像媒体による技術者への基礎教育支援を実施することで食品試験技術の向上に寄与する。

また、中国から日本へ輸出する中国の食品企業へ対しての微生物検査と、残留農薬検査を対象とした技能評価試験を実施するとともに、中国での技術支援的な講習会も開催することで中国での食品試験技術の向上にも寄与する。

(6) 輸入食品検査事業

食品衛生法登録検査機関として、同法第25条第1項および第26条第3項に定められた製品検査および輸入事業者の自主検査を実施する。

(7) 一般依頼試験事業

食品の品質および安全に関する試験について、食品関連事業者および関係団体から依頼を受け試験を実施する。

残留農薬試験、動物用医薬品残留試験および貝毒等の食品危害に関する試験に加えて、食品成分試験および異物鑑定等に積極的な対応を図るとともに、民間企業からの基礎研究等の協同実験に関する事業に積極的に参画する。

また、食品等の放射能試験、重金属及び有害物質調査、養殖魚介類のモニタリング調査等に関する試験について、国、地方公共団体、関係団体から依頼を受け試験を実施するとともに国の機関が実施する精度管理および共同実験、試験法開発等に関する事業に継続して参画する。

さらに「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく登録検定機関として、飼料等の試験を実施する。

2. 委託事業

食品、飼料(ペットフードを含む) 及びこれらの関連物質や環境試料等について、官公庁または関係団体からの委託を受け、分析、試験法開発等に関する事業を実施する。

IV. 調査・研究・研修

1. 調査・研究

- (1) 国の研究機関が主催する試験法開発等に係る委員会および共同実験に積極的に参加する。
- (2) 試験法の開発・改良等に関する研究を行い、その成果を関係学会において発表を行い、試験の技術向上に寄与する。
- (3) 検査事業に関わる検査員に、内部・外部研修を実施して検査員スキルの維持及び向上を図る。また、規程に基づき検査員の力量確認を行なう。
- (4) 役職員を海外に派遣し、試験・検査・コンサルティングに関連する調査および情報収集を行い、その成果を各事業に活用する。
- (5) 職員を大学・国公立試験機関等に派遣し、食品の検査・試験技術についての調査・研究を行う。本年度も、引き続き理化学試験、微生物試験の最新試験法について実施する。

V 品質保証

本法人の基本方針に従い、試験、検査に係る品質保証の充実、推進を図る。

- (1) J F I C - Q A (本法人の試験の品質保証規程に食品衛生法登録検査機関のG L P、健康増進法登録試験機関のG L PおよびI S O / I E C 1 7 0 2 5 を関連させて構築) 及びJ F I C - Q A i (本法人の検査の品質保証規定) の充実、推進を図る。
- (2) I S O / I E C 1 7 0 2 5 の最新版への対応を図り、整備・推進によりグローバルに展開できる試験機関として品質保証の充実を図る。
- (3) 試験の信頼性を確保するため、次の技能評価試験プログラムへ参加し分析試験技術の向上および改善を図る。
 - 1) 一般財団法人 食品薬品安全センター主催の食品衛生外部精度管理調査
 - 2) F e r a (英国食料環境研究所) 主催の微生物試験、食品化学分析等の技能評価
 - 3) 公益社団法人 日本分析化学会主催の食品分析技能試験 (栄養成分、無機成分、放射能)
 - 4) A P L A C (アジア太平洋試験所認定協力機構) 主催の食品化学分析等の技能評価
 - 5) (独)農林水産消費安全技術センター主催の飼料の共通試料による分析鑑定
- (4) I S O 1 7 0 2 5 取得を目指す顧客を支援する。

VI 設備の整備計画

本法人の基本方針に従い、次の事業所・システム・機械器具の整備を計画的に実施する。

1. 事業所整備計画

食の安全・安心に関わる検査依頼の要望に応えるため、首都圏事業所および関西事業所を中心に各所の試験設備の有効活用のための補修、改修工事を実施・計画する。

また、分析機器、作業の効率化を目的とした機器の導入を推進する。

2. コンピュータオンラインシステムの整備計画

基幹業務システムおよびインターネット上の各種システムの継続的整備を行い、業務の効率化、迅速化を図る。